

少子高齢化や分権型社会が進む中、多様化した地域社会のニーズへの柔軟な対応に関して、市民活動と、その主な担い手であるNPOやボランティアには大きな役割を果たすことが期待されている。しかしながら、現時点では、NPOやボランティアがその期待を担うために十分な力をつけているわけではない。

そこで、NPOのマネジメントや事業運営、立ち上げに関する相談の受付や、市民活動に関する情報の収集・提供、活動場所・拠点の提供などの機能を市民活動に提供し支援するため、静岡市清水市民活動センターを整備する。

市民活動センターの事業

静岡市市民活動センター条例

(事業)

第3条 静岡市清水市民活動センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民活動に関する相談に関すること。
- (3) 市民活動に関する講座等の実施に関すること。
- (4) 市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものと関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進に関すること。
- (5) 市民活動のための施設の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

施設の概要

- (1) 名称： 静岡市清水市民活動センター
- (2) 所在地： 静岡市清水区港町二丁目1番1号
 建物の概要： 地上13階建て鉄筋コンクリート造の2階
 隣接施設： 適応指導教室（様々な理由で学校へ行くことができない小中学生が通う施設。所管は静岡市教育委員会）
- (3) 床面積： 472.6㎡（内、専有面積386.3㎡）
- (4) 主な施設内容： オープンスペース、事務ブース、情報コーナー、会議室（第1、第2）、メールボックス、貸しロッカー、印刷作業室
- (5) 指定管理者： 特定非営利活動法人 清水ネット [指定期間 H18.10.27～H22.3.31]